

保護者各位

保育園での与薬について

竜が丘保育園

お子さまの薬は、本来は保護者の方が来園して服用させていただくもので、原則として保育園では薬をお預かりしないことになっています。ただし、やむを得ない理由で来園できない時は、医師と相談の結果と指示により園での保育時間中に与薬が必要になった場合に限り、保護者の方に代わって看護師・保育士が与薬します。また、厚生労働省から出されている保育所保育指針に基づき、『保育所で薬を与える場合は医師の指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者に医師の名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参してもらいます。』と書かれていますので、万全を期するために下記事項を確認し、お守りいただきますようお願いいたします。

●薬の飲み方をかかりつけ医に相談しましょう

病院を受診した際、「保育園に行っています。保育園で薬を飲まなくてもいいようにしてください」とお願いしてみてください。1日2回の服用が可能な場合もあります。または、1日3回でも、「朝・帰宅時・寝る前」の服用が可能か相談してみてください。

●保育園で薬を服用する場合

①保護者様による与薬依頼書

②薬剤情報提供書（お薬の説明書）

③医師が処方した薬

- ・内服薬は昼の当日分（1回分）のみ、液（シロップ）も別容器に入れて1回分のみお持ちください。
- ・薬はジップロック等の袋に入れて持参ください。
- ・1回分の薬の袋、液（シロップ）の容器に名前（フルネーム）と日付を記入してください。
- ・外用薬のチューブや容器には名前（フルネーム）を記入してください。

以上①～③の3点セットでお預かりいたします。

※慢性疾患の治療薬、熱性けいれんの予防薬、その他医師の判断で治療上、薬の使用を必要とする場合はご相談ください。医師による指示書の提出をお願いします。用紙は事務所にありますので、必要な方はお申し出ください。

●お預かりできない薬について

- ・市販薬（保護者の個人的な判断で持参した薬）
- ・家庭保育することが必要な急性期の病気に対する薬（一般的にいう解熱剤、下痢止め、風邪薬）
- ・点鼻薬、点耳薬など誤飲につながりやすい薬
- ・今まで服用したことがない薬
医師から処方後、家で内服した、または今までに同じ薬を飲んだことがある場合はお預かりすることができます。
- ・「熱が出たら・・・」「咳が出たら・・・」「発作が起きたら・・・」というように、症状を判断して与えなくてはならない頓服薬

●貼り薬について

- ・ホクナリンテープ等、気管支拡張テープを貼ってこられる場合は、貼ってきていることを登園時必ずお伝えください。（お帳面に書いていただいても結構です）
- ・テープには**必ず名前を記入**してください。尚、はがれた場合の貼り直しはしません。
- ・ムヒパッチ等、虫刺され箇所貼るテープについては、自分ではがしたり誤飲の危険性もありますので、貼ってこないようにしてください。